

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、公営住宅に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和6年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	西条市は、公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ①公営住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等） ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 ④収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑦その他（住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用）。 ⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務 番号法の別表第二に基づいて、西条市は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	公営住宅システム/市県民税システム/収納消込システム/口座管理システム/宛名管理システム/団体内総合宛名システム/中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

入居者情報ファイル 同居者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 27、52の項
--------	----------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53、76、124の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部 施設管理課
②所属長の役職名	施設管理課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所 総務部 総務課 TEL0897-56-5151 FAX0897-52-1200
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所 建設部 施設管理課 TEL0897-52-1561 FAX0897-52-1260
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない

[○]人手を介在させる作業はない

判断の根拠	
-------	--

9. 監査	
-------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報入手し、個人課税台帳や住民基本台帳など、入居に関して必要な部分についての職員に権限が与えられている。申請書類についてはファイルでまとめ、鍵付きの棚の中で厳重に管理していることから、目的外の手入が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

変更箇所

[illegible]